

養介護施設従事者等による
高齢者虐待防止対応の手引き
【施設・事業所向け】

平成 29 年 3 月

新潟市

福祉部 高齢者支援課

本手引きにおける表記

本手引きでの表記	正式名称
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年、法律第124号） ※本書で条文のみ記載している場合、高齢者虐待防止法の条文をさしています。
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年、法律第79号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年、法律第57号）
厚生労働省マニュアル	「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省老健局、平成18年4月）
厚生労働省調査	厚生労働省が毎年行っている「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」
監査（立入検査等）	介護保険法第76条等に基づく報告徴収・立入検査等、 老人福祉法第18条及び第29条第9項に基づく報告徴収・立入検査
実地指導	介護保険法第23条、第24条に基づく文書の提出、当該職員への質問等
「不適切なケア」	「不適切なケア」とは、曖昧な概念であり定義も定かではありません。本マニュアルでは「不適切なケア」を「高齢者虐待には該当しないが、サービス提供上何らかの問題があり、改善が必要な行為等」を指す表現として使用しています。

本手引きは、公益社団法人日本社会福祉士会『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き（平成24年3月）』をもとに作成しています。

< 目 次 >

第1章 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

1. 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義	1
(1) 「高齢者」の定義	1
(2) 「養介護施設従事者等」の定義	2
(3) 虐待の定義と類型	3
(4) 身体拘束	8

第2章 高齢者虐待対応の基本的考え方

2. 1 高齢者の権利擁護と虐待防止	10
2. 2 虐待の予防・早期発見	11
(1) 未然防止の取組み	11
(2) 早期発見	11
(3) 通報義務	12
(4) 通報者の保護	13
(5) 通報等を受けた市の対応	14
(6) 市へ通報等を行う場合の報告事項等	16
2. 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の視点	17
(1) 虐待対応の目的	17
(2) 高齢者への支援の視点	17
(3) 養介護施設・事業所における対応の視点	18
2. 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止の取組み	19
(1) 背景要因を考える際の視点	19
(2) 改善計画を考える際の視点	21
(3) 改善取組みを担保するための工夫	21
(4) 改善計画のモニタリング・評価、見直し	22
参考様式	24
関係法令	26

第1章 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

1. 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

(1) 「高齢者」の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（第2条第1項）。

【「65歳未満の者」に対する虐待の場合】

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には65歳未満の者には同法は適用されないこととなります。しかし、現実には、65歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりません。

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられています（介護保険法第115条の44第1項第4号）、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第9条）。

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

よって、65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、必要に応じて「高齢者」に準じた対応を実施することが重要です。

なお、障害者虐待防止法が成立したことにより平成24年10月1日より高齢者虐待防止法が一部改正され、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることとなりました。（第2条第6項）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）
（平成23年6月24日法律第79号）

附 則

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第3条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の1項を加える。

6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(2) 「養介護施設従事者等」の定義

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者となっています（第2条第5項）。これには、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれています。

「養介護施設」「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

なお、老人福祉法の改正により、平成18年4月から有料老人ホームの対象が拡大しました（老人福祉法第29条）。

- ①人数要件の廃止（改正前は10人以上）
- ②提供サービス要件の拡大（「食事の提供」、「入浴、排せつ若しくは食事の介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかの提供があれば有料老人ホームに該当）

特に、②については提供サービスを他へ委託して供与する場合であっても、または将来提供するという約束であっても該当することとなっています。

このような要件に該当する場合には、届出がなされていなくとも、老人福祉法に基づく立入検査や改善命令の対象となります。

届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく立入検査や改善命令の対象となり、改善命令をしたときには、その旨を公示しなければならないこととされているため、届出の有無にかかわらず、適切な運営が行われるよう指導していただきたい。

出典：平成21年5月28日付老振発第0528001号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」

また、対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合には、「養護者による高齢者虐待」として対応することとなります。いかなる施設・事業所であっても高齢者虐待が疑われる場合には、高齢者虐待防止法の趣旨に則り適切な対応が行われます。

「養介護施設従事者等」及び「養護者」の解釈について

有料老人ホームとしての届出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そこで業務に従事する者は養介護施設従事者等に該当するものであること、また養介護施設従事者等に該当しない場合であっても、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する「養護者」に該当し得るものであることから、同法第11条に基づく立入調査の実施など、適切な対応を行うことが必要です。

出典：平成23年9月16日付事務連絡「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の適切な運用について」（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室）

（3）虐待の定義と類型

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を、養介護施設に入所または養介護事業を利用する高齢者に対して行う次の行為と規定しています（第2条第5項）。

- イ 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例】

以下では、類型別に高齢者虐待に該当する行為を例示しています。ただし、ここに例示する行為のみが高齢者虐待に該当するわけではありません。確認された行為が虐待に該当するかどうかの判断は、高齢者虐待防止法の趣旨や虐待の定義に照らし合わせ、事実に着目し客観的・総合的に判断する必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
イ 身体的虐待	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>

※身体的虐待における暴力的行為については、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができると解釈されます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
ロ 介護・世話の 放棄・放任	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
ハ 心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつす。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
<p>ニ 性的虐待</p>	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
<p>ホ 経済的虐待</p>	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

(4) 身体拘束等

介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）。

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます（※障害者虐待防止法では、身体拘束は虐待に該当することが定義づけられています。）。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件をすべて満たすことが定められており、ひとつでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることに注意が必要です。

この緊急やむを得ない場合とは、あくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要があり、安易に判断せず、慎重に運用することが求められます。また、家族等からの同意(書)があるという理由で長期間にわたって身体拘束を続けたり、施設として身体拘束廃止に向けた取組みを怠ることなども指定基準に違反する行為となりえます。

◆◆緊急やむを得ない場合の3要件◆◆

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※手続き上の手順

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人（又は数名）ではなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンス等で判断する体制を原則とします。
- ・また、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- ・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することが必須です。

◆◆身体拘束の具体例◆◆

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

前述の身体拘束の具体例はあくまでも「例」であり、これらに該当しないからといって身体拘束に当たらないということではありません。利用者の行動を制限・抑制する行為は、すべて身体拘束になりえます。

緊急やむを得ない場合と判断し身体拘束を実施する場合であっても、漫然と実施することなく、内容や実施時間帯を精査し、限定的かつ必要最小限にとどめる必要があります。そして、身体拘束を開始する際は適切な解除予定日を設定し、開始後は、要件に該当しているか、代替する介護方法はないかなど評価・検討を定期的に行い、身体拘束の解除に向けて取り組む必要があります。

身体拘束廃止の取組みにあたっては、施設長や管理者をトップとして方針の徹底や意識の共有、手続きの明確化など組織的な対応が必要です。「身体拘束ゼロへの手引き」等を活用し、身体拘束廃止に向けた体制の整備が求められます。

なお、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設において身体拘束等を行う場合に指定基準に規定されている記録を行っていない場合には、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

第2章 高齢者虐待対応の基本的考え方

2. 1 高齢者の権利擁護と虐待防止

高齢者虐待防止法は、「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、（中略）高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」を目的としています。そして、養介護施設・事業所を利用する高齢者の権利利益を擁護するために、養介護施設従事者等による高齢者虐待が規定され、具体的な対応については老人福祉法や介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

介護保険法や老人福祉法に規定される養介護施設・事業所は、介護が必要な高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう支援したり、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じて高齢者の福祉を図ることを目的として事業を行っています。高齢者が地域での生活を維持していくよりどころとすべき養介護施設従事者等による高齢者虐待は、高齢者の尊厳を踏みにじるものであるとともに、安心して安全な生活の現実的な脅威でもあり、高齢者に対する最も重大な権利侵害です。

◆◆高齢者虐待防止法、老人福祉法、介護保険法の目的◆◆

□高齢者虐待防止法 第1条（目的）

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

□老人福祉法 第1条（目的）

この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

□介護保険法 第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 2 虐待の未然防止・早期発見

(1) 未然防止の取組み

高齢者虐待の防止のためには、虐待を未然に防止する予防的取組みが最も重要になります。

虐待は突然発生するものではなく、不適切なケアや不適切な施設・事業所運営の延長線上にあると認識することが必要です。さまざまな相談や苦情、関係機関からもたらされる情報及び内部検証等を通じて、施設・事業所は自ら提供するサービスの実態を把握するとともに、虐待の小さな芽を積むべく日頃からの次のような管理運営・職員指導等の取組みが必要です。

- ・ 事故報告書や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取組み
- ・ 提供する介護の質を点検し、虐待につながりかねない不適切なケアを改善し、介護の質を高めるための取組み
- ・ 養介護施設・事業所の経営者・管理者層と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高めるための研修の実施・教育等の取組み
- ・ 苦情対応システムへの外部委員や介護相談員など外部の眼を導入することによる施設・事業所運営の透明化に関する取組み
- ・ 面談等を通じた職員のメンタルヘル스에配慮した組織的な取組み
- ・ 業務管理体制の定期的な自主点検、必要に応じた体制の見直しや運用の改善の取組み

□ 高齢者虐待防止法

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

なお、養介護施設・事業所の内部研修においては、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」等の積極的な活用が求められます。

(2) 早期発見

養介護施設・事業所における不適切なケアや高齢者虐待の実態は、外部からは把握しにくい特徴があることを認識し、虐待を早期に発見しうる立場にある養介護施設・事業所に従事する者は、その職務において高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

□高齢者虐待防止法

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

虐待の発見にあたっては、顕在化した虐待のみならず、潜在している虐待の存在の可能性にも留意し、日頃から高齢者の言葉や行動に注意を払う必要があります。何よりも虐待を受けている高齢者の安心と安全の確保を図ることを第一に考え、早期発見に取り組む必要があります。なお、意図的か否かは問わず、高齢者の権利利益が侵害される行為は、虐待と判断すべきです。

(3) 通報義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等に対し、当該施設・事業所において業務に従事する養介護施設従事者等から高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならないという通報義務を定めています。明らかに高齢者虐待があったと判断されるものに限らず、高齢者虐待があったと疑われる場合には通報する義務があります(第21条第1項)。

通報義務については、経営者・管理者層も含めたすべての養介護施設・事業所の従事者等に課せられています。

なお、養介護施設従事者等以外の者が養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、生命・身体の重大な危険が生じている場合には通報義務(同条第2項)を、そうでない場合には努力義務(同条第3項)を定めています。

また、虐待を受けた高齢者本人も、市町村に届け出ることができます。(同条第4項)

□高齢者虐待防止法

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

(4) 通報者の保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応においては、通報者の保護が特に重要です。

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報について、前述のように、養介護施設従事者等には通報義務を、それ以外の発見者には生命・身体の重大な危険が生じている場合の通報義務とそうでない場合の努力義務を定めていますが、同時に通報者の保護についても次のように規定しています。

○上記による通報は、虚偽及び過失の場合を除き、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務違反にはあたらないこと（第21条第6項）。

○養介護施設従事者等が通報等を行った場合には、通報等をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第21条第7項）。

養介護施設・事業所の経営者・管理者は、養介護施設従事者等に対して、通報義務について定期的に周知するとともに、通報等を行ったことによって解雇その他不利益な取扱いを受けないという通報者保護に関する規定についても説明し、通報者の保護を図らなければなりません。

なお、通報等を受けた市町村の職員にあっても、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない（第23条）と、通報者の保護を図ることが規定されています。

□高齢者虐待防止法

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第21条

（第1項～第4項 省略）

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

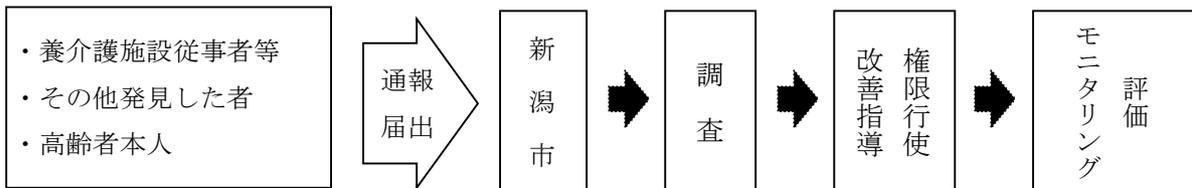
7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(5) 通報等を受けた市の対応

高齢者虐待の通報等を受け付けた市は、高齢者虐待防止法に基づき、養介護施設・養介護事業所に対して事実確認調査を行います。

調査の結果、高齢者虐待や基準違反、その他改善が必要な事項が認められた場合は、必要に応じて改善のための指導等を行い、その後の改善に向けた取組みの実施状況等をモニタリング、評価を行います。



○高齢者虐待の調査項目の例

- ①当該高齢者の心身の状況、生活環境等
- ②当該高齢者に対するサービス提供状況等
- ③通報等の内容に係る事実確認、発生状況等
- ④虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ⑤虐待（疑い）の背景要因等
- ⑥その他必要事項

高齢者虐待の通報等を受け付けた際の事実確認調査は、任意での調査協力から入ることが一般的ですが、高齢者虐待防止法においては、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

□高齢者虐待防止法

(通報等を受けた場合の措置)

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

老人福祉法又は介護保険法の規定による権限には、「文書の提出」「報告徴収・立入検査（監査）」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」等があります。事実確認調査の結果、高齢者の生命や身体、財産に重大な危険が生じていたり、権利利益が著しく侵害されている場合、あるいは過去の改善指導が遵守されていない場合などは、市は改善勧告や改善命令、指定取消等、老人福祉法や介護保険法に基づく権限を適切に行使し、当該養介護施設・事業所の業務改善を促す場合があります。

老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第 18 条	都道府県知事 指定都市の長	老人居宅生活支援事業者, 老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設, 老人介護支援センター設置者, 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第 18 条の 2	都道府県知事 指定都市の長	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者, 老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設, 老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第 19 条	都道府県知事 指定都市の長	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令, 認可取消
	第 29 条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令

介護保険法	第 76 条	都道府県知事・ 市町村長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者, 従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 76 条の 2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 77 条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 78 条の 7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者, 従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 78 条の 9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 78 条の 10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 83 条	都道府県知事・ 市町村長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者, 従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 83 条の 2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 84 条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 90 条	都道府県知事・ 市町村長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長, 従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 91 条の 2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第 100 条	都道府県知事・ 市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第 115 条の 7	都道府県知事・ 市町村長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者, 従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者, 従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止	
第 115 条の 27	市町村長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者, 従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等	
第 115 条の 28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令	
第 115 条の 29	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止	

※上記「都道府県知事」は『指定都市の長』と読み替える。

(6) 市へ通報等を行う場合の報告事項

養介護施設・事業所から市へ通報等を行う場合は、まず電話により第1報を行うこととし、その後、必要に応じて報告書を提出します。（巻末「参考様式」参照。）

報告書では、可能な限り以下の事項を網羅して記載することとします。なお、報告書を作成するときは、施設長（管理者）名で報告します。

- ・施設・事業所の情報
（名称、種別、定員、所在地、開設日、法人・代表者名、施設長（管理者）名など）
- ・被虐待（疑い）高齢者に関する情報
（氏名、性別、年齢、要介護度、障がい高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度、心身の状況、入所（利用）開始日、施設の場合は居室、現在の所在など）
- ・虐待（疑い）者に関する情報
（氏名、性別、年齢、職種、経験・経歴、資格、特徴など）
- ・虐待（疑い）事案の内容や状況、写真や証拠書類等の添付
（いつ、どこで、どのような状況下で発生したか、施設・事業所内での報告経過など）
- ・虐待（疑い）事案発生後の対応
（被虐待（疑い）高齢者への対応や処置等、家族への報告・説明、原因究明と再発防止策など）

◇経過等については、時系列で分かるように記載してください

2. 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の視点

(1) 虐待対応の目的

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の目的は、高齢者の安全を確保し、虐待を受けている状況を速やかに解消することであり、高齢者虐待を生み出す要因の一つになっている職場環境や業務運営、サービス提供のあり方等を改善し、虐待の再発を防止するとともに、高齢者の権利を守り安心して生活できる環境を整備することです。

(2) 高齢者への支援の視点

1) 高齢者の安全確保、権利利益を守る迅速な対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応においては、何よりも虐待を受けている高齢者の安全を図り、高齢者に対する権利利益の侵害を最小限に食い止めることが重要です。施設・事業所内で発見した際は、事実確認、緊急性の判断、高齢者への必要な支援実施まで迅速な対応が必要であると同時に、市への通報が必要です。

2) 高齢者の意思の尊重と自己決定の支援

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応にあたっては、高齢者の意思は最大限尊重されなければなりません。虐待対応の全過程で、高齢者の意思と希望の確認を第一に行うことが必要です。

また、高齢者は、虐待を受けることにより、安全・安心な生活が脅かされ、恐怖と不安に追い込まれ、生きる力を奪われ、パワレス状態（無気力状態）に陥り、自ら訴えたり助けを求めたりすることすらできない状態となることもあります。

虐待対応にあたっては、虐待を受けている高齢者のこのような心理状況を理解し、高齢者が本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援することが重要になります。

3) 本人保護と支援

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応では、高齢者自身がその後の対応（報復）を恐れて虐待を受けていることを認めなかったり支援を希望しない場合や、認知症などのために虐待を受けていることを理解できない場合もあります。高齢者の意思は最も尊重されるべきですが、客観的に、高齢者の生命や身体が危険な状況におかれたり、権利・利益が侵害されるおそれ等がある場合は、高齢者の安全・安心が確保されるよう適切な措置を講じる必要があります。そのためには、「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安全の確保」のための対応を優先させることも必要です。

(3) 養介護施設・事業所における対応の視点

1) 虐待の発生要因と組織の運営課題

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人が必要な知識や技術を修得していなかったり、専門職に必要な倫理を理解していなかったり、ストレス対処面での問題等が直接的な原因として発生している場合が多いと考えられますが、その背景には組織運営面において何らかの課題があると考えて対処する必要があります。虐待が発生した原因を、虐待を行った職員個人の問題に帰せず、組織の問題として捉えることが重要です。

2) 養介護施設・事業所における運営改善への取組み

養介護施設従事者等による高齢者虐待（不適切なケアを含む）が発生した養介護施設・事業所においては、再び高齢者に対する虐待や権利侵害が発生することがないように、業務改善や組織体制の見直しに取り組む必要があります。

また、市は通報を受けると、虐待の事実確認を行うとともに虐待が発生した要因・背景等についても確認を行います。市が示す改善を要する事項について改善に取り組むとともに、積極的に市に意見や助言等を求めて自らの施設・事業所の業務改善につなげることが重要です。

3) 継続的な取組み

時間の経過とともに養介護施設・事業所の改善取組の目的が曖昧になったり、職員の意識も薄らいでしまいます。養介護施設・事業所が、高齢者の権利利益を尊重し高齢者が安全に安心して生活が送れるサービス等を継続的に提供できる体制を構築できるよう、当面の改善取組を行った後も継続的に改善取組をモニタリングし、評価を行い、必要に応じて適切に見直しを図る必要があります。

2. 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止の取組み

養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する行為が認められた場合や、不適切なケアや指定基準に違反する行為等が認められた場合には再発防止に向けた取組みを行う必要があります。

特に、虐待に該当する行為、不適切なケア等が明らかとなった場合には、職員がなぜそのような行為を行ったのか、養介護施設・事業所としての取組みや管理運営面のどこに問題があるのか、発生事案に対して養介護施設・事業所は適切に対応できたのか等を検討する必要があります。

再発防止において最も重要な視点は「虐待を行った職員の処分で終わらせない」ことです。実際に虐待を行ったのはある特定の職員であったとしても、その職員が虐待を行う背景には養介護施設・事業所側の要因である組織運営上の課題があります。虐待の再発防止に向けた取組みでは、虐待などを生じさせるような組織運営上の課題を明らかにし、その課題を改善するための養介護施設・事業所自らの取組みを推進していくことが重要です。

○虐待等の再発防止に向けた取組みの基本的な考え方

背景となる要因の分析



改善のための目標、計画、実施方法等の策定



管理者を責任者とした組織的な取組みの実施



実施状況のモニタリング・評価



計画等の見直し、再アセスメント



改善に向けた取組みの継続実施

なお、高齢者虐待や不適切なケアの再発防止に向けた取組みの考え方は、未然防止の考え方にも通じるものですので、未然防止にあっても同様の取組みを行うことが重要です。

(1) 背景要因を考える際の視点

①職員の背景要因

虐待などを行った職員の背景要因を明らかにすることが求められます。虐待を行った職員の背景要因としては次のようなことが想定されます。なお、この分類は一つの例であり、必ずしも、この分類にしたがって整理する必要はありません。

◆◆虐待を行った職員の背景要因（例）◆◆

1. 知識・経験・技術（認知症ケア・身体拘束廃止を含む）の問題	高齢者介護に携わる職員が必要とする介護全般、認知症ケア（BPSD：認知症に伴う行動障害と精神症状への対応方法）、身体拘束廃止などの知識や技術が十分に習得されていないこと。
2. 倫理の問題	高齢者介護に携わる職員に必要とされる倫理や法令遵守の必要性が十分に理解されていないこと。
3. 施設介護の方針の不明確さ	施設として職員に対してあるべき高齢者介護の姿を示していないため、職員が介護の方向性を決めかねていること。
4. 被虐待高齢者の介護の方針の問題	虐待等を受けた高齢者個人についてアセスメントが不十分、サービス担当者会議でケアプランの検討が十分になされていないなど、介護の内容に問題があること。
5. 高齢者介護の体制の問題	施設としてアセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリングなどのチームケアを行う体制が十分に整っていないなど、高齢者介護に支障がでていること。
6. 参加と業務改善の仕組みの問題	施設が現場職員の意見を聞くなど施設経営への参加の機会を設けていない、各種委員会等への参加の機会を設けていない、業務改善の仕組みが整っていないことなど。
7. 建物の構造、設備等の問題	高齢者介護を行う上で建物の構造上の問題、設備、福祉用具などの問題があり、介護を適切に行えない、介護負担が増加するなど。
8. 業務負担の問題	職員の業務負担の把握や、業務負担を軽減するための取組みが十分でないこと。
9. 相談体制の問題	職員が業務上の悩みなどを相談するための体制が不十分であること。
10. 待遇の問題	給与、昇給、昇進、有給休暇を取りづらいなど待遇面での不満があること。
11. その他の問題	その他、虐待を行うに至った理由等

出典：平成 23 年度 東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料（財団法人東京都福祉保健財団）

実際には、これらの背景要因が複雑に影響しあい虐待や不適切なケアが生じると考えられ、改善指導は、これら職員の背景要因を把握することです。

②組織運営上の課題

組織運営上の課題を把握する上で最も重要なことは、経営責任の明確化です。経営者・管理者層が虐待を行った職員の背景要因に対してどのような取組みをしているのか、その取組みが効果をあげているのかなど、経営責任を果たしているかどうかを自ら検証し把握することが必要です。

例えば、認知症ケアに関して知識や技術が不十分であるような場合、研修の機会が十分に確保されているかどうかを確認する必要があります。なお、研修は実施していれば良いというものではありません。研修前後には職員の意識調査や習熟度調査を実施し、何が課題かを明らかにして体制の改善につなげていくことが重要です。また、内部研修だけではなく積極的に外部研修も取り入れ、最新の認知症ケアの知見を知る機会をもうけ、日頃の自分たちの介護のあり方を見直す機会をつくることにより、適切な介護を行えていないことに気づくことができ、虐待の未然防止につなげることが可能になります。

③職員の背景要因と組織運営上の課題の関係の整理

再発防止に向けた取組みは、常に組織運営上の課題を明らかにしていくという観点で行う必要があります。職員の介護に関する知識や技術の不足は、組織として介護の質の向上のための取組みが行われていない、あるいは取組みが行われていても内容が適切でない場合があります。もし多くの

職員が介護に関する知識や技術が十分で、当該職員だけが不十分な場合であっても、何故、当該職員のみが介護について知識や技術が不足したままであったのかを、組織運営上の課題として捉えることが必要です。

職員の背景要因は様々であり、また組織運営上の課題も様々です。そのため、多くの要因が複雑に影響し合って虐待などが発生すると考えられるため、職員の背景要因と組織運営上の課題の関係を整理することは複雑な作業になることがあります。しかし、再発防止に向けた取組みを行うためには重要な作業です。

(2) 改善計画を考える際の視点

改善計画を考えるうえでは、虐待の背景要因や課題に基づき目標を設定し、その目標を達成するための具体的な実施方法や実施に係る役割分担、実施期間及び評価の時期等を適正に設定します。

市から改善指導や助言等を受けている場合は、それに即した計画策定が必要ですが、その外にも養介護施設・事業所が主体的に背景要因や課題を検証・抽出し、改善計画を検討していくことが重要です。

なお、養介護施設・事業所のみでは十分な取組みが困難と思われる事項や、市が関与できる事項については、市に対して協力を求めることも必要です。

◆◆改善計画策定に際して必要な視点（例）◆◆

- 改善取組の目標や達成時期が明確になっているか（短期・中長期に達成すべきこと等）
- 改善取組の具体的方法が示されているか
- 改善取組のために適切な職員（役職者等）が割り振られているか
- 改善計画の作成には経営者・管理者層や職員全員が関わっているか
- 改善計画は経営層の責任において作成されているか
- 改善取組を担保するための仕組みの実効性はあるか
- （市から改善指導や助言等を受けている場合）市が指摘した事項が改善取組として網羅されているか 等

出典：平成 23 年度 東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料（財団法人東京都福祉保健財団）を一部修正

(3) 改善取組みを推進するための工夫

養介護施設・事業所は、改善取組を推進するために様々な工夫が求められます。基本的には、閉鎖的になりやすい施設・事業所の運営に対して、外部の目を入れるという視点が重要です。

以下にその方法を例示しますが、施設・事業所それぞれの実情や事案内容に合わせた外部モニタリング方法を検討し、自らの改善取組みを推進することが必要です。



参考様式

(参考様式)

第 年 月 日 号

新潟市長 様

施設名
施設長

高齢者虐待にかかる報告書

下記のとおり高齢者虐待（疑い）が発生したので報告します。

記

- 1 施設・事業所の情報
(名称、種別、定員、所在地、開設日、法人・代表者名、施設長（管理者）名など)
- 2 被虐待（疑い）高齢者に関する情報
(氏名、性別、年齢、要介護度、障がい高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度、心身の状況、入所(利用)開始日、施設の場合は居室、現在の所在など)
- 3 虐待（疑い）者に関する情報
(氏名、性別、年齢、職種、経験・経歴、資格、特徴など)
- 4 虐待（疑い）事案の内容や状況
(いつ、どこで、どのような状況下で発生したか、施設・事業所内での報告経過など)
- 5 虐待（疑い）事案発生後の対応
(被虐待（疑い）高齢者への対応や処置等、家族への報告・説明、原因究明と再発防止策など)
- 6 その他参考事項等

注1 経過等については、時系列で分かるように記載すること

注2 必要に応じて記録や写真、証拠書類等の資料（写し）を添付すること

注3 報告にあたっては、必ず電話により第1報を行うこと。

報告先：新潟市 高齢者支援課 高齢者福祉係 電話025-226-1290

關係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

発令 　　：平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号

最終改正：平成 26 年 6 月 25 日号外法律第 83 号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定す

る介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これ

らの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはな

らない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八三号抄〕

沿革

平成一八年一二月二〇日号外法律第一一六号〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則六条による改正〕

平成二三年 六月二二日号外法律第七二号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律四条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二～五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十三条、〔中略〕第一百一十一条、第一百一十一条の二及び第三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。
- 3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前

の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年一二月二〇日法律第一一六号抄〕

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月政令一〇号により、平成一九・一・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年五月二八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二一年一月政令九号により、平成二一・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則〔平成二六年六月二五日法律第八三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、〔中略〕第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定
平成二十七年四月一日

四・五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

〔平成二七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七 〔略〕

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

発令　　：平成18年3月31日号外厚生労働省令第94号

最終改正：平成18年5月9日厚生労働省令第119号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（市町村からの報告）

第一条　市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一　養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二　虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三　虐待の種別、内容及び発生要因
- 四　虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五　市町村が行った対応
- 六　虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（指定都市及び中核市の例外）

第二条　法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

第三条　法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一　虐待があった養介護施設等の種別
- 二　虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附　則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則〔平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号〕

この省令は、公布の日から施行する。



やさしさつなぎ，広がる笑顔，政令市新潟

新潟市

養介護施設従事者等による 高齢者虐待防止対応の手引き

【施設・事業所向け】

発行：平成 29 年 3 月

作成：新潟市 福祉部 高齢者支援課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1

Tel : 025-226-1290 Fax : 025-222-5531